

草津栗東行政事務組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例

令和4年10月1日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職および降給の手続および効果に関し規定することを目的とする。

(降給の種類)

第1条の2 降給は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。

(降任、免職、休職および降給の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、もしくは免職する場合または同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職または降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わせなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認めるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条 休職者は、職員として身分を保有するが、職務に従事しない。

(委任)

第5条 この条例の実施に関連する必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(派遣職員に関する経過措置)

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第2項の規定により組合の構成市から派遣され組合の職員として併任された職員に対する第1条の2および第2条第2項の適用については、「職員」とあるのは「構成市から派遣され併任された職員」と読み替えるものとする。

付 則（令和5年2月17日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。